

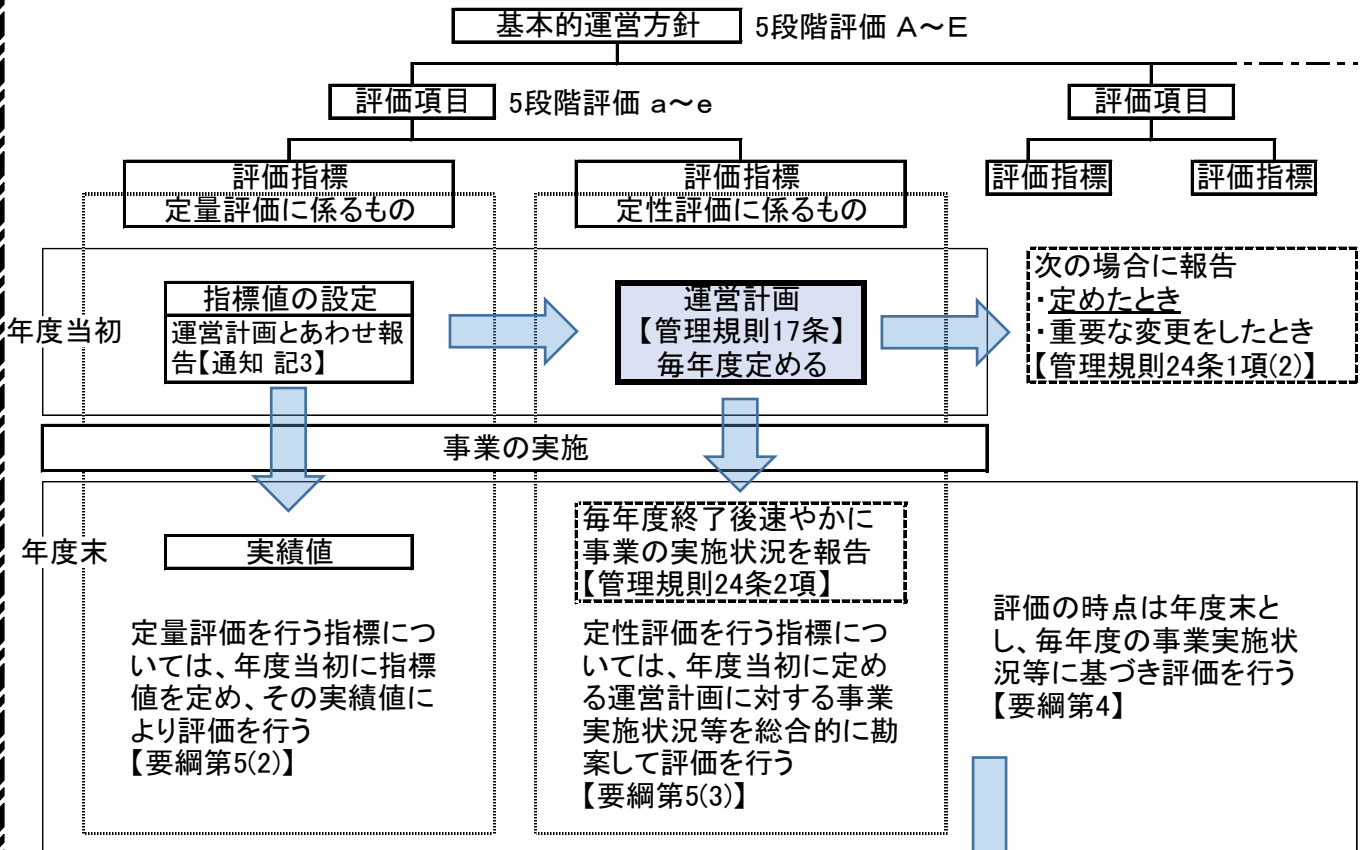
道立美術館評価制度の概要

【管理規則】北海道立美術館管理規則 【要綱】道立美術館評価実施要綱 【通知】H28.10.7教文博第1858号文化財・博物館課長通知

●評価の方法

【要綱第5(1)】

基本的運営方針ごとに評価項目及び評価指標を設定し、定量評価又は定性評価により評価を行う



●評価調書の作成

【要綱第7】

(1)評価は美術館評価調書により行う

(2)評価の評語

評価の結果	評価項目の評価	基本的運営方針の評価
優れた成果を上げている	a	A
目標(計画)を達成している	b	B
目標(計画)をほぼ達成している	c	C
目標(計画)を達成できていない(努力が必要)	d	D
方法に再検討が必要	e	E

(3)道民への説明責任を果たすよう、できるだけわかりやすく、客観的な記述とするよう努める

(4)前年度分の評価について4月末日までに作成、生涯学習推進局長に報告

●外部意見の聴取

【要綱第8】

評価結果は美術館協議会に報告し美術館運営の改善に向けた意見を聴く

●評価結果の公表

【要綱第9】

評価結果は道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努める(ホームページでの公表等)

各美術館、文化財・博物館課での縦覧、配布用資料の配布

●評価結果の取組への反映

【要綱第10】

評価結果がPDCAサイクルに基づき運営改善に資するよう、運営計画、各種事業等への適切な運営に努める

運営計画【管理規則17条】
毎年度定める

、各種事業に反映・改善